

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和元年5月21日

大阪広域水道企業団企業長職務代理者

大阪広域水道企業団副企業長 松本 要一

大阪広域水道企業団管理規程第2号

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第4 学歴免許等資格区分表（第17条関係）			別表第4 学歴免許等資格区分表（第17条関係）		
学歴免許等の区分		学歴免許等の資格	学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分		基準学歴区分	学歴区分	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第2 短大卒	1 短大 3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は <u>専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了</u> (2)～(4) (略)	第2 短大卒	1 短大 3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2)～(4) (略)
	2 短大 2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は <u>専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了</u> (2)～(6) (略)		2 短大 2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2)～(6) (略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。